

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

- 平成25年度 「市の債権事務の執行について」
平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」
平成30年度 「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」
令和元年度 「子ども・子育て支援に関する事務の執行について」
令和2年度 「学校教育に関する財務事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

令和3年9月17日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

- ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。
イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。
ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 土木部住宅営繕課

監査の実施年度 (平成 25 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(65 頁)</p> <p>2 公営住宅使用料について</p> <p>(1) 滞納使用料についても徴収すべきもの 市営住宅の明渡し訴訟のみならず、滞納 使用料債権に関しても同時に法的手続き による執行を行うべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>訴訟にあたっては、悪質滞納者の市営住宅の 退去を最優先に行っており、かつ、市営住宅入 居者にあたっては、自力では住宅を確保できな い低所得者が多く、訴訟対象者も例外ではなく 低所得者であったことから、給与差押え等の強 制執行を行わなかった。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 28 年度に「債権管理室 (現 債権管理 課)」が新設され、債権管理に関する基本方針 を策定したことから、当該基本方針に基づき、 令和 3 年 3 月に住宅営繕課において「いわき市 市営住宅使用料等債権管理マニュアル」を策定 し、滞納使用料債権の徴収に対して対応するこ ととした。</p>	